

地図作成作業に関する「よくある質問」

1 現地での立会いはどのようにするのですか？

【回答】一筆の土地ごとに立会いを行います。

先に立ち会った所有者の方から示していただいた筆界に仮の筆界点として黄色マーク（油性インク等）を塗っておき、後から立ち会った所有者の方から示していただいた筆界が黄色マークと一致すれば、筆界はその位置で確認されたものとして、筆界を確定します（金属プレート、赤色マーク等で表示）。

ただし、後から立ち会った所有者の方が黄色マークの位置と相違する点を主張する場合は、その筆界点にも黄色マークを塗り、両者が同時に立ち会える日を調整し、再度の立会いをお願いすることになります。

2 立会いの日程調整はどのようにするのですか？

【回答】立会いが効率的にできるよう、法務局で計画をした日程を、立会い初日のおおむね二週間前までに郵送します。立会いは、原則、平日の午前9時頃から午後4時頃の間を実施します。

ご都合が悪い場合は、地図作成現地事務所へご連絡いただくことになります。その場合は、別の日に日程を調整させていただきます。

3 立会いの所要時間はどのくらいですか？

【回答】立会いの所要時間は、土地の広さや形状により一律ではありませんが、一筆につき、30分程度のお時間をいただきます。

4 必ず土地の所有者本人が立ち会わなければならないのですか？

【回答】代理人を通じて筆界を確認いただくことが可能な場合は、代理人を選任していただいて差し支えありません。

その場合、代理人の方は、立会い当日に、委任状欄に必要事項をご記入いただいた「一筆地立会い日程通知書」と共に、代理人の方の身分を証明するもの（運転免許証や健康保険証等）をご持参願います。

妻、夫、親、子、兄弟等の親族による代理立会いであっても、同様に委任状が必要となりますので、ご注意願います。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、現地立会いにお越しいただくことが困難な事情等がありましたら、地図作成現地事務所へ

ご連絡願います。

5 共有の土地の場合、全員が立ち会わなければならないのですか？

【回答】原則的には共有者全員が立会いの対象者となりますが、代表する共有者の方に立ち会っていただくことも可能です。

その場合、立会いをされない他の共有者の方は、「一筆地立会い日程通知書」の「委任状」欄に必要事項をご記入（自署）いただき、その通知書を代表する共有者にお渡しく下さい。

代理人の方は、立会いの当日にその通知書と共に代理人の方の身分を証明するもの（運転免許証や健康保険証等）をご持参願います。

6 過去に地積更正等の登記をしている場合、立会いを省略してもらうことは可能ですか？

【回答】そのような場合であっても、現地での立会いを省略することはできませんので、ご協力をお願いします。

7 急用等により立会いができなくなったときは、再度日程調整をしてもらえるのですか？

【回答】予定日時に立会いができなくなったときは、必ず電話等により地図作成現地事務所に連絡をお願いします。

再度、日程調整を行い、後日、立会いをさせていただきます。

8 一時的に登記上の住所とは別のところに住んでいるときに、今後の通知をそちらに送ってもらうことはできますか？

【回答】申し出ていただければ可能です。適宜の方法によりお知らせください。

9 立会いは、法務局職員が行うのですか？

【回答】立会いは、原則、作業機関である「公益社団法人秋田県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の社員である土地家屋調査士」が行います。

なお、担当者は「秋田地方法務局」と標示した腕章を着用し、身分証明書を携帯しています。

10 筆界がわからないときはどうすればよいのか？

【回答】今回の作業は、土地所有者の立会いによって筆界を確認する作業ですので、土地所有者の方がお隣との筆界と認識されているところを示していただければ結構です。

なお、法務局等で地積測量図等を保管している場合は、それに基づいて

復元し、土地所有者間で確認していただくこととなります。

11 立会いや測量時に敷地内や家屋の中に入ることはありますか？

【回答】筆界を確認するために、所有地や建物敷地に立ち入ることがありますので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、原則として、家屋の中に入ることはありませんが、どうしても家屋の中を通らないと筆界を確認できない場合は、承諾を得て通らせていただくこととなります。

12 立会いが終わった後、何かすることはありますか？

【回答】立会いが終わり、筆界が確定しましたら、後日、測量を実施します。

測量については事前に日時をお知らせしませんが、敷地内に入らせていただく場合は、測量する当日にお声掛けをさせていただきます。

なお、測量当日にお留守でも敷地内への立ち入りが必要な場合は、立ち入りをさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いします。

13 測量の費用負担はありますか？

【回答】この作業に係る測量費用の個人負担はありません。

ただし、筆界の調査を行うために立ち会っていただく際の現地までの交通費などの経費は、ご自身でご負担していただくこととなります。

14 測量前に境界標識をコンクリート製にしたいが、可能ですか？

【回答】この作業を行うために境界標識がない筆界については、筆界の確認後、当局で用意する永続性のある金属プレート、プラスチック杭、金属鋸を設置するか、赤色マーク、簡易プレート等の簡易的な標識を設置しますが、コンクリート杭等をモルタル等で覆い固定する永久標識の設置のご希望があれば、作業機関がお受けします。

ただし、費用は各自の負担となります。作業費用は、作業担当者にお問合せ願います。

15 測量の結果は、どのようにしたら知ることができますか？

【回答】全ての土地の測量が完了した後、測量成果に基づいた一筆ごとの面積を算出した図面及び登記を変更する事項を記載した資料（縦覧用測量図）を土地所有者全員に送付します。

測量結果の送付時期は、縦覧のご案内と共に11月下旬を予定していません。

なお、立会時に確認した筆界に誤りがある場合や内容に疑問、異議等が

ある場合は、縦覧の機会に申し出ていただくことになります。

16 測量の結果、地積（面積）の増減することはありますか？

【回答】今までに実施した地図作成作業で、ほとんどの土地について地積の増減が生じています。

地積の更正については、今回の作業の中で登記官が職権で更正登記をします。

17 測量の結果、地積の増減があった場合、固定資産税はどうなるのですか？

【回答】測量後の地積の増減について、職権で登記した結果を地方税法第382条に基づき、秋田市役所に通知します。

なお、その後の課税が摘要される時期等の詳細については、秋田市役所の担当部署に問い合わせ願います。

18 お隣と筆界（境界）について意見が相違し、筆界が確認できなかった場合はどうなりますか？

【回答】立会い等によって、調査期間内に筆界の位置が確認されない場合は、隣接する土地は「筆界未定地」として地図を作成します。

なお、地図作成作業後に筆界未定が解消された際には、所有者の方のご負担で測量し、地図の訂正の申出などを法務局に行っていただくことになります。

